

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	山口県
3. 市区町村名	山陽小野田市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	54-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/soshiki/2/mynumber.html

執行機関名 山陽小野田市長

地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの	山陽小野田市営住宅条例(平成17年山陽小野田市条例第165号)によるコミュニティ住宅に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	35	
③番号法別表第2の項	54	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1の2の項 山陽小野田市営住宅条例(平成17年山陽小野田市条例第165号)によるコミュニティ住宅に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第一条	山陽小野田市営住宅条例(平成17年山陽小野田市条例第165号)第2条の2第2項
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、不良住宅が密集する地区の改良事業に関し、事業計画、改良地区の整備、改良住宅の建設その他必要な事項について規定することにより、当該地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の集団的建設を促進し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。	第2条の2 (略) 2 住宅の密集する市街地において住宅事情の改善及び居住環境の整備を行うため、コミュニティ住宅を設置する。
⑦独自利用事務の関連規範		山陽小野田市営住宅条例(平成17年山陽小野田市条例第165号)